

平成31年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立幸袋中学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の目的

「学校いじめ防止基本方針」は、学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにし、もってすべての生徒が安心して本校の教育活動に参加し、生徒一人ひとりの能力を伸ばす土台を確立することを目的とする。

2 「学校いじめ防止方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

- いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ対策推進法第2条）。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
また、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。
- いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、人間として卑怯な行為である。さらに、いじめはどの子供にも、どの学校でもおこりうるものである。
- 未然防止・早期発見・早期対応が大事である。いじめの風土をつくらせない。いじめが構造化しないようにする。家庭・地域との連携を大切にし、いじめの未然防止・早期発見・早期解決のために教職員が組織的に対応する。

(2) 組織の設置

ア 構成員

組織の名称		いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	生徒指導・支援部	生徒指導・不登校対策
		生徒指導主事	生徒指導・支援部	生徒指導・不登校対策
		補導	生徒指導・支援部	生徒指導・不登校対策
		生徒指導担当者	生徒指導部	生徒指導・不登校対策
		人権同和教育担当者	生徒支援部	人権・同和教育
	外部専門家	養護教諭	生徒支援部	保健・安全、不登校対策
		スクールカウンセラー	生徒支援部	不登校対策
		スクールサポーター		

イ 役割

- (役割)
 - ◇ いじめ問題対策委員会で、いじめ防止のための年間計画を作成し、全職員に周知する。
 - ◇ いじめの相談・通報の窓口及び情報の収集・記録は、特定の分掌に限定せず、全職員がその門戸を開放し、常に意識をもって当たる。
 - ◇ いじめの判断や対応については、学級担任などの個人の教員だけに任せるとではなく、学年組織や生徒指導部（主に生徒指導委員会や不登校対策委員会）との連携、いじめ問題対策委員会での検討を入れながら、組織的に行う。
 - ◇ PDCAサイクルをもとに、年間計画に基づく各活動を学期ごとおよび年間を通して反省・総括し、次の学期及び来年度に生かしていく。

- (開催) 年間を通して、定期的に中核となる委員会を開催する。
 - ◇ 生徒指導委員会を毎週、時間割の中に位置づけて開催する。
 - ◇ 不登校対策委員会を原則隔週、時間割の中に位置づけて開催する。
 - ◇ いじめ問題対策委員会を月1回開催する。
 - ◇ 必要があれば、臨時または緊急に上記の各委員会を開催する。

(3) 関係機関との連携

- 必要に応じて、警察への相談・通報し、連携していじめ問題に対応する。
- 必要に応じて、飯塚市いじめ問題対策連絡協議会に連絡し、連携していじめ問題の解決に当たる。
- 必要に応じて、要保護児童対策連絡協議会と連携をとっていじめ問題の解決に当たる。
- 必要に応じて、学校警察連絡協議会と連携し、いじめ問題の解決に当たる。
- 必要に応じて、校区教育相談ネットワーク会議に相談し、有効な対策を探っていく。

(4) 報告体制

- いじめ発見にかかわる各種アンケートについては、まず学級担任が内容を把握・整理し、学年職員の中で問題状況及びそれに対する対応を明らかにする。
- アンケート以外の生徒の状況については、各教員間で日常的に情報交流を密にとる。いじめもしくはいじめにかかわる状況が感じられる場合には、学級担任、生徒指導担当教員、学年主任が問題状況を整理し、問題点及び対応を検討する。

同時に、生徒指導委員会にもその内容を報告し、必要な検討を行っていく。

(5) 教員研修

- 学校のいじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会を行う（1学期）。
- 専門家を招聘した研修会（スクールカウンセラーも含む）を実施する（基本夏期休業中）
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会を行う（2学期）。

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

ア いじめの防止の取組

- 生徒指導の視点に立った授業づくりを推進する。
- 社会性の育成に向けた取組を系統的に行う。
 - … 特に学活や道徳の中で、SEL-8S やソーシャルスキルトレーニングや構成的エンカウンターなどを積極的に取り入れていく。
- 生徒会活動、体験活動、学級活動、校長による講話
- 6月を人権強調月間として、人権作文や人権標語、ことば旬間の取り組みを行う。

イ いじめ早期発見の取組

- 「いじめに特化したアンケート」や「学校生活アンケート」を、年間を通して定期的に実施する。
- 教育相談週間の設定（教育相談アンケートに基づく全生徒対象の個人面談もしくは三者面談）する。各学期1回。3学期は、ピックアップ生徒対象。
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用した家庭と連携した早期発見の取組の実施
- いじめ防止のための年間計画を作成する。
- 相談ポストを設置する。

ウ いじめの対処への取組

- いじめに対する基本姿勢
 - いじめはいじめる側が悪いという姿勢でいじめの解決に当たる。いじめられる側にも原因があるという考え方には立たない。人間関係がうまくいかないというレベルといじめというレベルを仕分けし、

いじめはいじめる側が悪いという姿勢を貫く。

いじめた側がきちんと反省し、いじめをしないで（しなくとも）生活できるような指導・支援にも気を配る。

いじめの構造を認識し、いじめを助長している側、見て見ぬふりをしている側への指導も入れていく。

当然いじめをなくしていこうとしている側への支援・応援も行っていく。

《いじめについての7つの立場》

- ◇ 差別する側（直接的に）・・・すんで、いやいやながら
(間接的に) ・・・はやす、無関心、否定的に眺める
- ◇ 差別される側
- ◇ 差別をなくす側

- 1次・2次・3次対応による支援と指導（別紙参照）
(いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導、保護者への助言)
- 必要に応じて、市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用を図る。
- 必要に応じて、警察との連携を図る。

エ 重大事態への対処

- 以下の重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめ問題対策委員会を開き、公立性・中立性の観点から事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは迅速に対応する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(7) ネット上のいじめ対応

- 情報モラル教育を実施する。
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業を実施する。

(8) 教育相談体制

- 日常の教育相談の充実
 - ◇ 日常の交流を大切にしていく。
 - ◇ 交流ノート（学年によって名称が違う）による交流・相談
- 教育相談ポストの設置と周知
- スクールカウンセラー等の配置
- 子どもホットライン24などの窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- PTA行事（成人講座や学年懇談会等）におけるいじめ問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用
- 学校いじめ防止基本方針の周知

(10) 取組状況の評価

- 各学期の取組を評価・分析し、次の学期及び来年度に行かしていく。

(11) 学校評価・教員評価

- アンケート等による学校評価を行い、その評価を今後の実践に役立てる。